

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	消火栓等の代替措置の認定	
根拠法令・条項	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第12条	
所 管 課	予防部	危険物保安課
審 査 基 準	<p>当該認定を行う審査基準は、</p> <p>① 石油コンビナート等災害防止法施行令第8条から第10条までの規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより120分継続することができる量の水を常時取水することができる河川等が石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第9条第1項の規定による消火栓等を設置すべき位置にあること。</p> <p>② 河川等の水利、取水場所の状況等から判断して、当該河川等を消火栓等の代替として用いることが困難である特段の事情がないと認められること。</p> <p>である</p>	
標準処理期間	標準処理期間	12日
	標準処理期間を設定できない理由	